

第3章 磯浜古墳群の本質的価値

第1節 磯浜古墳群の本質的価値の明示

磯浜古墳群は、文化財保護法第109条第1項の規定に従い、史跡指定を受けた。文部科学省が公表している『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』では、史跡の指定基準が以下のよう

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

1. 貝塚、集落跡、古墳、墓地等
2. 都城跡、国郡庁、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡
3. 社寺跡、その他祭祀信仰に関する遺跡
4. 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
5. 医療・福祉施設、生活関連施設等
6. 交通・通信施設、治水治水施設、生産遺跡、その他経済・生産活動に関する遺跡
7. 墳墓（大名・著名人）・碑
8. 旧宅、園池
9. 外国及び外国人に関する遺跡

磯浜古墳群は1の古墳に該当するが、他とは区別され、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、その規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるものと評価され、指定を受けたことになる。

古墳として特筆すべき、国の歴史理解に欠くことのできない学術上の価値とは何なのか、指定に値する本質的価値を明確に認識し、関係者間で共通理解することが求められる。

以下に、この本質的価値を総括的に再整理・再認識し、共通理解をしていきたい。「第2章第2節 指定の状況」で記述した令和元年11月の指定説明文に加え、「第2章第4節3. 取り巻く歴史環境」なども踏まえつつ、再整理するとすれば、以下のような4つの本質的価値と1つの副次的価値が抽出できるであろう。

本質的価値

1. 古墳研究において欠くことのできない学史的意義をもつ

- ・ 日下ヶ塚古墳は東日本における前期古墳の埋葬施設の構造や副葬品の全容が判明している数少ない古墳であり、昭和24年の発掘調査の成果を収めた『常陸鏡塚』の報告書（大場磐雄・佐野大和1956）により、戦後の東日本における古墳研究を牽引してきた。
- ・ 日下ヶ塚古墳の粘土槨内から出土した4,000点を超す副葬品類は、発掘調査70年以上を経過してもなお、埋葬施設や副葬品（特に石製模造品など）の研究において基準資料となっている。

2. 一つの古墳群で古墳時代前期初頭から中期初頭まで連綿と築造された首長墓の移り変わりが観察できる

- ・400m四方の独立した島状の狭い台地上に時期の異なる大型古墳が密集している。
- ・前期初頭から中期初頭までの首長墓の系譜をたどれる。
- ・一つの古墳群の中で墳形・規模・葺石・土器・埴輪などの構成要素が変化していく。
- ・ヤマト王権との強い結びつきを示す前期末の全国的な基準資料にもなっている日下ヶ塚古墳を含んでおり、東日本における古墳文化の受容のあり方を具体的に検討できる。
- ・ヤマト王権との強い結びつきを持ちながら、長壺形埴輪を樹立するなど、地域的特徴を併せ持つ。

3. 水上交通の要衝を掌握した地域首長像を示す海浜・湖沼に臨む古墳の典型である

- ・水田稲作に適さない湖沼と海に囲まれた島状台地の最高点に位置し、太平洋と潤沼川の両方を眼下に置く抜群の眺望を持つ。
- ・水戸市大場天神山古墳やひたちなか市寺前古墳と共に、那珂川・潤沼水系河口部を取り囲んだ首長墓群の一つであり、常陸国風土記に登場する内水面世界の阿多可奈湖を本拠地とする集団の中でも最上位の古墳群である。
- ・南部の常総の内海交通と、北部の那珂川・久慈川・太平洋沿岸の複数ルートが合流する扇の要となる要衝の地に築かれた古墳群である。

4. 列島東縁部における弥生時代から古墳時代への接続をさぐる鍵である

- ・最初に築造された前方後方墳の姫塚古墳の墳丘・周溝部形態は、弥生墳丘墓の伝統を残している。
- ・古墳群のある高台の麓に営まれた髭釜遺跡や一本松遺跡では、弥生時代後期の集落から古墳時代前期の集落へ接続するように移り変わる。
- ・後期の弥生時代社会の中に、高塚を築く古墳文化がどのように波及するのか、那珂川河口域における古墳の導入過程を具体的に検討できる。

副次的価値

1. 人と海との関わりや繋がりを象徴するような歴史的重層性をもつ記念物である

- ・海を一望にできる立地から、江戸時代の異船・異人を警戒し防禦する、水戸藩の磯浜海防陣屋として再利用された。
- ・古墳群から鹿島灘や市街地を望む眺望の良さが江戸時代の地誌に紹介され、現在も『大洗町景観計画』に景観形成方針が掲載され維持している。
- ・津波から避難するための高台の目標物として、記念物としての価値を有する。

第2節 構成要素の特定

以下に示す本質的価値を構成する要素を含む磯浜古墳群における様々な要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する（山下 2020）。

- A. 史跡の本質的価値を構成する諸要素
- B. 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
- C. 史跡の周辺地域を構成する諸要素

まず、A「本質的価値を構成する諸要素」とは、史跡の古墳であれば、墳丘などの地形、地下に埋蔵されている遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりからなる空間である。

次にB「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」とは、民家その他の建築物及び工作物、集落、道路、農耕地等、磯浜古墳群の本質的価値を構成する諸要素ではないものである。AとBは一体となって磯浜古墳群を構成しており、両者を明確に把握することが、適切な保存管理の方針を示すために不可欠である。Bは、B-1・2 史跡の保存管理・活用に関する要素と B-3 史跡に関係ない要素の二つに細分して把握することが適当である。B-1・2「史跡の保存管理・活用に関する要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、磯浜古墳群の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの。磯浜古墳群の保存・活用を目的として、整備等によって付加された説明板や誘導サインも含む。B-3「史跡に関係ない要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除却・移転等を検討すべきものである。

最後のC「周辺地域を構成する諸要素」とは、指定地の周辺地域の環境保全の問題であり、指定地と一体となった良好な保全が望ましい区域について、その諸要素を特定するものである。

	要素の分類	具体的な要素			
		1. 姫塚古墳	2. 日下ヶ塚古墳	3. 車塚古墳	
指定地内	A. 史跡の本質的価値を構成する諸要素	○墳丘 ○周溝 ○出土遺物 小型丸底鉢・後期弥生土器片 ○埋蔵されている遺構遺物	○墳丘 ○周濠 ○出土遺物 埴輪（長壺形埴輪・円筒埴輪・球形胴壺形埴輪） ○埋葬施設 粘土槨・木棺 ○副葬品 鏡・直刀・鉄製品・石製模造品・立花・白玉・勾玉・管玉・小玉・木製櫛・自然石など ○遺体 ○埋蔵されている遺構遺物	○墳丘 ○周濠 ○外表施設 葺石・敷石・基底石・区画石 ○出土遺物 埴輪（朝顔形円筒埴輪・普通円筒埴輪・球形胴壺形埴輪） ○埋蔵されている遺構遺物	
	B. 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	1) 史跡の保存管理に関する要素	境界杭	境界杭・石碑	境界柵・門扉・境界杭
		2) 史跡の活用に関する要素	説明板		説明板・史跡標柱
		3) 史跡に関係ない要素	樹木・祠・駐車場・工作物	樹木・建物	神社・参道・鳥居・樹木
指定地外	C. 史跡の周辺地域を構成する諸要素	1) 史跡と同等の価値を有する要素	坊主山古墳の墳丘・周濠、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠、車塚古墳の墳丘・周濠、五本松古墳の周濠、五本松下古墳の周溝、包蔵される遺構・遺物		
		2) 史跡の利活用に関する要素	駐車場、道標、散策路、全体・古墳別説明板・上水道		
		3) 史跡の立地や成立基盤に関する要素	望洋館・磯浜海防陣屋跡、太平洋と、涸沼川を含む那珂川流域の眺望		
		4) その他の要素	建物、工作物、道路		

表 3-1 磯浜古墳群の構成要素